

## < 美 幌 町 議 会 年 表 >

- 明治33年 4月 総代人を設置。
- 大正 4年 4月 2級町村制の施行により総代人制を廃止。
- 大正 4年 5月 第1次村議会12人の選挙を行う。
- 大正 8年 3月 津別村分村により議員5人欠員、その補欠選挙を行う。
- 大正12年 4月 1級町村制施行により「美幌村」を「美幌町」と改称した。
- 大正12年 5月 町村議員選挙30日に1級10人、31日に2級10人、計20人が2日間にわたり選出された。
- 昭和 4年 5月 1、2級別の選挙が廃止され31日に24人の選挙を行う。
- 昭和21年10月 町村制の一部改正により議長（従来町長）を議員から選出することになり、同月9日の町会において選挙した。
- 昭和22年 4月 地方自治法の施行により、4月30日に初の議会議員選挙が行われ、26人が当選した。
- 昭和26年 4月 議員の定数減条例制定、法定30人を26人として選挙を執行した。
- 昭和33年 6月 議会事務局を設置。
- 昭和34年 4月 定数減条例を廃止、法定どおり30人の選挙を執行した。
- 昭和35年10月 現議会議事堂落成、移転。
- 昭和37年 2月 優良議会として全国議長会より受賞。
- 昭和38年 4月 議会の定数減条例施行、法定30人を26人として選挙を執行した。
- 昭和42年 3月 「美幌町議会史」を発刊。
- 昭和56年11月 議会に対する認識と協力を得るため、町民を対象に模擬町議会を開催した。
- 昭和61年 3月 議員定数条例を改正、次の選挙より22人に削減。
- 昭和62年 3月 「美幌町議会史」第2巻発刊。
- 昭和62年 4月 議員定数減条例施行、法定30人現員26人を22人として選挙執行。
- 平成 3年 6月 地方自治法改正による議会運営委員会設置。
- 平成11年 4月 議員定数減条例施行、法定30人現員22人を20人として選挙執行。
- 平成12年 4月 議会を実施機関の一つとした美幌町情報公開条例施行。
- 平成12年 4月 委員会の一部公開を行う。
- 平成12年 9月 議会の組織、運営の改革に関して審議することを目的とした議会改革検討委員会を設置。
- 平成13年 3月 議会改革検討委員会より第2次答申がなされ、諮問機関（審議会、委員会）への議員の就任については、執行機関と議決機関との権力分立の趣旨から法定等に定めのあるもの、特別な事情のあるものと認められるものを除き基本的に制限することとした。
- 平成13年 6月 議会改革検討委員会より第3次答申がなされ、「美幌町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」で規定する費用弁償のうち、町内日当1,400

- 円の廃止を第17回美幌町議会定例会において議員提案し可決される。
- 平成15年 2月 議員定数条例を改正、次の一般選挙より18人に削減。
- 平成15年 3月 議会改革検討委員会より第4次答申がなされ、議員の運営費補助金交付団体の長への就任は望ましくないものとした。
- 平成15年 3月 美幌町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正、退職時の月額報酬を、就任時と同様に日割り支給とすることとした。また、町外日当について、道外4,000円を3,500円に、道内2,800円を2,500円に改正した。
- 平成15年 4月 議会定数減条例施行、法定26人、現員19人(1人欠員)を18人として選挙執行。
- 平成16年 3月 厳しい財政状況から、16年度支給の期末手当における役職加算(15%)を凍結。
- 平成17年 3月 16年度に引き続き17年度支給の期末手当における役職加算(15%)を凍結。
- 平成18年 3月 行財政改革推進のため、報酬及び費用弁償に関する条例を改正。町外日当の道外・道内区分を統合し支給額を2,500円に、また、宿泊料の改正(減額)、定額車賃の支給区分を改正した。
- 平成18年 6月 議員定数等調査特別委員会の調査結果報告を受け、議員定数条例を改正、次の一般選挙より14人に削減。
- 平成19年 4月 議員定数減条例施行、法定26人、現員17人(1人欠員)を14人として選挙執行。
- 平成19年11月 報酬及び費用弁償に関する条例を改正。期末手当支給月数を0.05カ月引き上げるも現任期中(23年4月まで)は据え置くこととし、修正可決した。
- 平成21年12月 議員報酬及び費用弁償に関する条例を改正。平成22年4月より町内費用弁償及び200km未満の町外日当を廃止した。
- 平成22年11月 議員からの招集請求により臨時会を開会。国にTPP交渉参加反対の意志を伝えるため意見書を可決した。
- 平成23年 1月 議員提案により美幌町議会の政務調査費に関する条例を制定。平成23年5月より政務調査費(月2万円)を支給できることとした。
- 平成23年 1月 議員提案により議員報酬及び費用弁償に関する条例を改正。平成23年5月より期末手当支給月数を1.0カ月引き下げ、2.95カ月とした。
- 平成23年 5月 美幌町自治基本条例に基づく議会改革特別委員会を設置。議会報告会、反問権の付与、議員間の自由討議などの手法を規定するため、平成24年3月末日を調査期限に議論を進めることとした。
- 平成24年 3月 美幌町自治基本条例に基づく議会改革特別委員会より調査結果報告。町民との意見交換会、議会報告会、一問一答方式、反問権の付与及び議員間の自由討議の導入について、会議規則等の改正を行った。
- 平成24年 6月 長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会設置。議員活動を長期欠席した場合における議員報酬等の取扱いについて議論を進めることとした。

- 平成24年 7月 長期欠席者に係る資格審査特別委員会設置。
- 平成24年 9月 資格審査特別委員会より調査結果報告。長期欠席者の居住実態が無いとし、9月18日付けで議員資格失職。
- 平成24年12月 長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会より調査結果報告。議員活動を長期欠席した場合に議員報酬等を減額する独自の措置を講ずるため、新たに美幌町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を制定した。
- 平成25年 6月 議員提案により議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正。平成25年7月から平成26年3月までの9ヶ月間、議員報酬を月額2%減額することとした。
- 平成26年 2月 美幌町議会及び議員災害時行動マニュアルを制定した。
- 平成26年 3月 美幌町議会ホームページを新たに開設した。
- 平成26年12月 議会で初めて、全議員同意による政策提言書（子育て支援・地域包括ケアの強化）を町長に提出した。
- 平成27年 1月 総務文教厚生常任委員会が委員会として初めて町民を対象に活動報告会を開催した。
- 平成28年 3月 美幌町議会議員全員が有志となり、「食とくらしを考える講演会」を開催した。
- 平成29年 9月 美幌町役場新庁舎等建設調査特別委員会を設置。平成32年度建設工事完了、平成33年度供用開始の新庁舎等建設に向け、議会として基本的な考えを示すために、調査・研究を進めることとした。
- 平成30年12月 使用料等審査特別委員会を設置。平成31年3月末日を期限とし、審査を行うこととした。
- 平成31年 3月 美幌町役場新庁舎等建設調査特別委員会より調査結果報告を行った。
- 平成31年 3月 使用料等審査特別委員会より審査結果報告を行った。
- 令和 2年 6月 議員提案により議員報酬及び費用弁償に関する条例を改正。令和2年7月から令和3年3月まで報酬月額を5%減額することとした。（新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み）
- 令和 3年 5月 美幌町役場新庁舎供用開始、庁舎3階へ議場等を移転。
- 令和 3年 5月 常任委員会を総務福祉常任委員会・経済教育常任委員会へ名称及び構成を変更。
- 令和 3年 8月 美幌町議会改革・活性化調査研究特別委員会を設置。議会のICT化、活性化等について調査研究を行うこととした。
- 令和 3年11月 ICT導入委員会を設置。議会ICT導入にあたって細部の検討を行うこととした。
- 令和 4年 1月 美幌町議会ICT化推進計画を策定。ICT導入委員会より美幌町議会改革・活性化調査研究特別委員会に対し、調査結果報告を行った。
- 令和 4年 6月 美幌町議会改革・活性化調査研究特別委員会より調査結果報告を行った。

- 令和4年12月 議会ICT化により12月定例会からタブレット端末の本格運用を開始。
- 令和5年3月 美幌町議会委員会条例を改正。特例として、委員会のオンライン開催を可能とすることとした。また、令和5年5月1日から議会運営委員会の委員定数を5名から7名以内とすることとした。
- 令和5年3月 議員提案により美幌町議会の個人情報の保護に関する条例を制定。（令和5年4月1日施行）
- 令和6年6月 議会活動の情報を積極的に伝え、透明性を高めるとともに、町民の多様な意見を広く聴く機会を設け、その意見やニーズ等を把握し、町への政策提言や議会活動の充実強化につなげることを目的として、町民との対話の場「議員カフェ」を初めて開催。
- 令和6年11月 第2回目となる議員カフェを開催。
- 令和7年3月 美幌町ホームページのリニューアルに併せ、美幌町議会ホームページをリニューアルした。
- 令和7年3月 美幌町議会会議規則の一部を改正。円滑な議事運営に図るため、令和7年4月1日から会議時間を午前9時30分から午後4時30分までに変更することとした。
- 令和7年3月 令和7年4月1日より体調管理のための水分補給（水またはお茶）を認め、議員及び出席説明員の議場、委員会室及び説明員控室への飲物の持ち込みを認めることとした。
- 令和7年3月 美幌町傍聴規則の一部を改正。令和7年4月1日より傍聴席における体調管理のための水分補給（水またはお茶）を認めることとした。
- 令和7年3月 全議員同意による政策提言書（認知症予防対策の強化）を町長に提出した。
- 令和7年5月 総務福祉常任委員会及び経済教育常任委員会の構成を変更。
- 令和7年9月 議員提案により美幌町議会ハラスメント防止条例を制定。議員一人一人が行動や言動に配慮し社会的信用や町民からの信頼を失うことのないよう高い意識を持ち、町職員に対するハラスメント及び議員間のハラスメントを防止し良好な職場環境の確保と議会の効率的な運営を目的とすることとした。（令和7年9月9日施行）
- 令和7年9月 美幌町議会向上推進（～よりはたらく議会を目指して～）特別委員会を設置。美幌町議会をよりよいものとするために議会広報・議会モニター制度・議員カフェ・議員のなり手対策の4項目について議会全体で調査・研究することとした。
- 令和7年9月 使用料等審査特別委員会を設置。令和7年11月末日を期限とし、審査を行うこととした。
- 令和7年11月 使用料等審査特別委員会より審査結果報告を行い、18件のうち8件を原

案可決、4件を原案否決、6件を修正可決すべきものと決定した。

令和7年11月 報酬及び費用弁償に関する条例を改正。月額報酬を議長32万円から33万6,000円、副議長26万円から27万3,000円、委員長24万7,000円から26万円、議員23万7,000円から24万9,000円にそれぞれ改定、期末手当の支給割合を3.55月分から4.65月分に改定することとした。(令和8年4月1日施行)

令和8年2月 美幌町議会の取組を町民に伝え、一緒に楽しく本音の意見交換を行う「議会報告会」「議員カフェ」「議会フォーラム」という様々な形式での催しである「議会フェスタ～びほろをつくる本音トーク会～」を初めて開催。